

2025年3月15日

多摩美術大学

【在学生・2025年度入学生の皆様へ】

「令和6年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し
適用すべき措置の指定に関する政令」を受けての特別支援について

大規模自然災害により被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

多摩美術大学では、「令和6年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（過去21激甚災害に遡って対象地域が追加）に該当する在学生及び2025年度入学生に対して、申請により下記の通り特別支援をいたします。

記

1. 対象地域

【北海道】羽幌町 【岩手県】大槌町 【福島県】鮫川村 【神奈川県】湯河原町
【新潟県】糸魚川市 【富山県】上市町 【長野県】大鹿村、辰野町 【静岡県】森町
【和歌山県】有田川町、日高川町、古座川町 【鳥取県】湯梨浜町
【島根県】雲南市、奥出雲町、吉賀町 【長崎県】波佐見町
【宮崎県】五ヶ瀬町、椎葉村 【鹿児島県】宇検村、奄美市 【沖縄県】国頭村、大宜味村

2. 在学生及び2025年度入学生への支援内容

被災状況	支援内容	
	在学生	2025年度入学生
(1) 自宅家屋が全壊・流失、 又は家計支持者が死亡の場合	2025年度学費を免除 します。	2025年度学費（入学金含む。） を免除します。
(2) 自宅家屋が大規模半壊の 場合	2025年度学費の 75%を免除します。	2025年度学費（入学金含む。） の75%を免除します。
(3) 自宅家屋が半壊の場合	2025年度学費の半額 を免除します。	2025年度学費（入学金含む。） の半額を免除します。
(4) 自宅家屋が相当の被害に 遭われた場合	2025年度学費の延納 を認めます。	2025年度学費（入学金含む。） の延納を認めます。

3. 申請手続き及び方法

- (1) 申請希望者は、「学費減免等申請書」（申請窓口にあります）及び次の書類を添付し、申請先に提出してください。
 - a. 自宅家屋が被害に遭われた場合・・・罹災証明書（地方公共団体発行）
*自宅家屋が相当の被害に遭われた場合（上記2.（4））は、申請先へお問い合わせください。
 - b. 家計支持者が亡くなられた場合・・・死亡を証明する書類
- (2) 申請期日：【在学生】2025年5月末日迄
【2025年度入学生】2025年4月末日迄

3/7閣議決定

* 文部科学省「高等教育の修学支援新制度」対象の方について

【在学生】 学生課へご相談ください。

【2025年度入学生】 入学手続完了後に学生課へご相談ください。

以 上

<本件問い合わせ及び申請先>

【在学生】 美術学部・大学院生 : 学生部学生課 Tel. 042-679-5606

(上野毛キャンパス学部・院生は、美術学部事務室にて申請・提出もできます。)

【2025年度入学生】 学生部学生課 Tel. 042-679-5606